

## 岐阜商工会議所会館使用規程

(目的)

第1条 本規程は、岐阜商工会議所会館（以下「会館」という）の会議室、ホール等（以下「会場」という）の貸室使用に関する重要事項を定め、適正な会館運営を図ることを目的とする。

(所管)

第2条 本規程の所管は、総務管理課とする。

(委員会)

第3条 会館の運営管理に関する重要事項等の審査・審議を行うため、会館運営委員会を設ける。

(仮予約・申込み)

第4条 仮予約は電話または書面により受け付ける。仮予約日より7日以内かつ使用希望日の7日前までに「岐阜商工会議所 会場使用申込書（以下「申込書」という）」を本所に提出しない場合は、仮予約を取り消す。

2 使用希望者は申込書により、原則、使用希望日の7日前までに申込みを行い、会館運営委員会の審査を経て、承認を受けなければならない。初回申込みの際には別途必要書類の提出を求める。また、特別な設備の施工を必要とするときは、事前に本所の承認を受けなければならない。

3 物品販売を行う者は、原則として申込みを受け付けない。ただし、市内の業界団体等の同意を得ており、かつ会館運営委員会の審査において承認を受けた場合は、この限りではない。また、会館及び設備を毀損する恐れのある催し物についても申込みを受け付けない。

(取り消し・変更)

第5条 第4条により承認を受けた者（以下「使用者」という）は、会場使用を取り消し又は変更しようとするときは、速やかに本所へ申し出なければならない。

(料金)

第6条 使用者は、使用当日までに、別表に掲げた使用料金を口座振込又は本所へ持参し、支払わなければならない。また、当日発生した料金は、当日又は使用后7日以内に支払うものとする。振込手数料は、使用者が負担するものとする。

(違約金・返戻)

第7条 使用者の都合により、会館の使用を取り消した場合又は無断で使用しなかった場合、使用料金に対して以下の割合で違約金を徴収する。

- (1) 当日又は無断キャンセル・・・100%
- (2) 1日前～7日前まで・・・50%
- (3) 8日前～14日前まで・・・20%

使用料金を既納している場合は、違約金及び振込手数料を差し引いた金額を返戻する。

また、次のいずれかに該当する場合には、その全額又は一部を返戻することがある。

- (1) 天災その他の不可抗力により、会館が使用できなくなったとき。
- (2) 本所の必要により、承認を取り消したとき。

(承認の取り消し・停止)

第8条 次の場合において、本所は使用の承認を取り消し又はその使用を停止するこ

とができる。

- (1) 期日までに使用料金が入金されないとき。
- (2) 本所において必要が生じたとき。
- (3) 使用者において使用承認の条件に違反したとき。
- (4) 騒音を発する等、他に迷惑を及ぼし、公益を害するおそれがあると判断したとき。
- (5) 使用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等の法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当していると認められたとき。
- (6) その他使用者が不都合な行為を行ったとき。
- (7) その他本所が不適切と判断したとき。

（原状復帰）

第9条 使用者は、使用を終えたとき及び第8条により使用の承認が取り消されたとき、又は使用を停止されたときは、直ちにその設備を原状に復するものとする。ただし、後始末費用を別に納入した場合はこの限りでない。

2 使用者が第9条第1項の義務を履行しないときは、本所においてこれを執行し、使用者はこれに要した費用を支払わなければならない。

（各種申請）

第10条 法令に定められた関係官庁への届出等が必要な場合は、使用者が事前に申請等を行い、許可や承認を受けなければならない。

（迷惑行為の禁止）

第11条 使用者は会館使用中、本所係員の指示を守り、秩序を維持し、他の迷惑となる一切の行為を慎まなければならない。

（使用権の転貸・譲渡）

第12条 会場の使用権は、転貸又は譲渡を認めない。

（安全確保）

第13条 災害（地震・火災等）発生時に備え、使用者及び来場者が安全かつ迅速に対応・避難できるように、使用者は各会場に設置してある「避難経路図」を事前に確認しなければならない。

（無線LAN使用の中止と責任）

第14条 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの使用を中止できるものとする。

- (1) システム保守又は工事を行うとき
  - (2) 地震、火災、停電その他の非常事態により、通常の運用が行えなくなったとき
  - (3) 機器やネットワークの障害等、やむを得ない事由が生じたとき
  - (4) その他本所が運用上、一時的な中断が必要と判断したとき
- 2 無線LANの使用及びその使用中により、使用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、本所はその責任を負わない。

（損害賠償義務）

第15条 使用者が建物、器具を毀損亡失したときは、本所の定めた価格によって賠償しなければならない。

（管理責任の範囲）

第16条 使用中（準備・後始末を含む）の火災、停電、その他の事故や、盗難、器

物損壊、その他の違法行為により、使用者・来場者等に損害が生じた場合、本所に瑕疵がない限り本所はその責任を負わない。また、天災その他の不可抗力により、予定の行事が開催できない等、不測の事態による損害について、本所はその責任を負わない。

(その他)

第17条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は本所が別に定める。

## 附 則

本規程は、平成29年6月26日から適用する。

本規程は、平成30年4月1日から一部改定し実施する。